

年金法令・制度運営（問題）

【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。
特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題1. 次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25点）

設問1. 次は、通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の記述である。

第3 財政計算時の特例

1 特別掛金の算定に係る原則的扱い

(1) 財政計算に用いる資産額は、基準日における純資産額（資産の評価に数理的評価を用いている場合には数理上資産額）から（ A ）の額を控除した額とし、規則第四十六条第一項の規定により過去勤務債務の額を算定する場合の積立金の額には、当該資産額を用いること。なお、規則第四十六条第一項第一号、第二号及び第四号の方法により特別掛金を算定する場合において、基準日以降における（ B ）を見込むことにより算定することができること。

(2) (3) (略)

(4) 前記(1)から(3)に定めるところによらず、(1)から(3)の過去勤務債務の額について、次の①から③までの方法により実施事業所ごとに配分した額に基づいて、実施事業所ごとに特別掛金が算定できること。(略)

① 過去勤務債務の額を直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（ C ）のいずれかの比により按分する方法

② 過去勤務債務の額から直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（ D ）の額（当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。）を控除した額について①の方法又は直前の財政検証、前回の財政計算若しくは当該財政計算の基準日における数理債務の額から（ D ）と（ E ）の合計額を控除した額の比により按分する方法のいずれかにより各実施事業所に配分した額に各実施事業所の当該（ D ）を加算した額とする方法

(略)

(5) 実施事業所が（ F ）する場合は、前記(1)から(4)に定めるところによらず、当該（ F ）に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額（基準日における当該事業所

の数理債務の額から当該事業所の（ F ）に伴い資産管理運用機関又は基金（以下「基金等」という。）が（ G ）を控除した額をいう。）について、当該事業所の特別掛金を算定することができること。この場合において、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。ただし、予定償却期間、償却割合は別に設定できること。なお、実施事業所が（ F ）したとしても、規則第五十条に該当していない場合は、財政計算を行わず、当該実施事業所の（ H ）のみを算定することができること。
(以下略)

【選択肢】

- | | | | |
|--------------------------------|---------------|---------------------|---------------|
| (ア) 財政悪化リスク相当額 | (イ) 別途積立金 | (ウ) リスク充足額 | (エ) 繰越不足金 |
| (カ) 加入者の数の著しい変動 | | (ク) 加入者の給与の額の著しい変動 | |
| (キ) 加入者の数又は加入者の給与の額の変動 | | (ク) 予定利率と実績利回りの乖離 | |
| (ケ) 加入者数又は給与の額 | | (コ) 加入者数、給与又は数理債務の額 | |
| (カ) 加入者数、数理債務の額又は最低積立基準額 | | | |
| (シ) 通常予測給付現価の額、数理債務の額又は最低積立基準額 | | | |
| (ス) 掛金収入現価 | (セ) 標準掛金収入現価 | (ソ) 特別掛金収入現価 | (タ) 特例掛金収入現価 |
| (フ) リスク対応掛金収入現価 | | (ツ) 各事業所の掛金収入現価 | |
| (テ) 各事業所の標準掛金収入現価 | | (ト) 各事業所の特別掛金収入現価 | |
| (チ) 分割 | (ニ) 統合 | (ヌ) 増加 | (ネ) 脱退 |
| (リ) 承継した資産 | (ハ) 承継した別途積立金 | (ヒ) 受換した資産 | (フ) 割り当てられた資産 |
| (ヘ) 過去勤務債務の額に係る特別掛金 | | (ホ) 過去勤務債務の額に係る補足掛金 | |
| (マ) 負の掛金 | (ミ) 負の標準掛金 | | |

設問2. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「最低保全給付の計算方法」及び「最低積立基準額」に関する記述である。

(最低保全給付の計算方法)

第五十四条 令第三十七条第五号及び第六号に定める加入者が老齢給付金又は脱退一時金（法第四十一条第二項第一号に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けるための要件を満たした場合に支給されることとなる当該老齢給付金及び当該脱退一時金のうち当該加入者の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分の額は、次に掲げる方法又はこれらに準ずる方法により計算するものとする。

- 一 当該加入者が加入者の資格を喪失する（ A ）年齢に達した日において加入者の資格を喪失する場合に支給されることとなる老齢給付金の額又は脱退一時金の額に、加入者が加入者の資格を取得した日から当該（ A ）年齢に達するまでの加入者期間のうち当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分として定めた率を乗ずる方法
 - 二 当該事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額（第二十七条第一号の（ B ）を行うこととなっている場合にあっては、当該（ B ）を行わないものとして計算した額）又は脱退一時金の額に当該加入者の年齢に応じて定めた率を乗ずる方法
- 2 法第二十八条第三項の規定に基づく加入者となる前の期間の加入者期間への算入又は給付の額の増額（以下この項において「給付改善等」という。）を行う場合にあっては、令第三十七条各号に定める加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として規約で定めるもの（以下「最低保全給付」という。）の額は、当該給付改善等により増加する給付の額に、当該給付改善等に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）を（ C ）から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。）を（ C ）で除して得た数を乗じて得た額を、前項の規定に基づき計算した額から控除した額とすることができる。

(最低積立基準額)

第五十五条 法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

- 一 予定利率は、当該事業年度の末日（当該事業年度の末日が一月一日から三月三十一日までの間にある場合にあっては、前事業年度の末日）の属する年前五年間に発行された国債（期間三十年のものに限る。）の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。
 - 二 予定死亡率は、基準死亡率に、加入者等が男子である場合にあっては（ D ）を、加入者等が女子である場合にあっては（ E ）を、それぞれ乗じて得た率とする。
- 2 令第二十四条第一項第三号の再評価及び同条第三項の額の改定を行う場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせている場合を含む。）にあっては、規約で定めるところにより、法第六十条第三項の現価の算定において、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を計算の基礎とするものとする。

3 (F)を実施している場合にあつては、法第六十条第三項の現価の算定において、(G)を第一項に規定する予定利率及び予定死亡率並びに前項に規定する指標の予測を算定の基礎とするならば算定されることとなる法第六十条第三項の現価で除して得た率を計算の基礎とするものとする。

【選択肢】

(ア) 特定の	(イ) 最終の	(ウ) 標準的な	(エ) 一般的な
(カ) 加算	(ク) 減算	(キ) 付加	(ク) 控除
(ケ) 三	(コ) 五	(カ) 十	(シ) 十五
(ス) 一・〇	(セ) 〇・九五	(ソ) 〇・九二五	(タ) 〇・九
(チ) 〇・八六	(ツ) 〇・八五	(テ) 〇・七二	(ト) 零
(ナ) 簡易な基準に基づく確定給付企業年金	(ニ) 受託保証型確定給付企業年金		
(ヌ) 閉鎖型受託保証型確定給付企業年金	(ネ) リスク分担型企业年金		
(ル) 通常予測給付額の現価	(ハ) 数理債務の額	(ヒ) 責任準備金の額	
(リ) 積立金の額			

設問3. 次は、「企業会計基準適用指針第1号 退職給付制度間の移行等に関する会計処理」に規定する「退職給付制度の終了の会計処理」に関する記述である。

10. 退職給付制度の終了においては、当該退職給付債務が消滅と考えられるため、次の会計処理を行う。

- (1) 退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の（ A ）との差額を、損益として認識する。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の（ B ）数理計算した退職給付債務と、終了後の（ B ）数理計算した退職給付債務との差額として算定する（第28項参照）。
- (2) 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、終了部分に対応する金額を、終了した時点における（ C ）により算定し、損益として認識する（第30項参照）。
- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益は、退職給付制度の終了という（ D ）に伴って生じたものであるため、原則として、（ E ）に純額で表示する。

27. 退職給付会計基準は、退職給付制度が廃止された場合や退職給付制度に係る退職給付債務に相当する額がすべて支払われた場合の会計処理について特段明示していないが、このような場合には退職給付債務の消滅を認識することが適切と考えられる。また、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異についても、（ F ）（退職給付会計基準第67項参照）は失われているものと考えられることから、その時点で損益として認識すべきものと解される。本適用指針では、このような考え方を踏まえて、退職給付制度間の移行等により退職給付債務が減少する退職給付制度の終了の会計処理を示すこととした。

28. 退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の（ B ）数理計算した退職給付債務と、終了後の（ B ）数理計算した退職給付債務との差額として算定する（第10項参照）。なお、年金資産は退職給付制度の終了前において（ G ）により計算し、（ H ）との差は数理計算上の差異として取り扱われる。

【選択肢】

(ア) 退職給付に係る負債又は資産	(イ) 年金資産額	(ウ) 要支給額
(エ) 支払等の額	(カ) 計算基準日	(キ) 給付設計に基づいて
(ク) データに基づいて	(ケ) 人数の比率	(コ) 企業が決定した比率
(シ) 退職給付債務の比率	その他合理的な方法	(サ) 退職給付債務の比率
(ソ) 特別な事象	(タ) 不可逆的な事象	(セ) 制度改訂
(チ) 販売費および一般管理費	(ト) 経常収支	(ツ) 特別損益
(リ) 定額または定率償却する理由	(ニ) その他包括利益	
(ル) 対応する退職給付債務	(ホ) 一時の費用としない理由	
(ロ) 時価	(ヘ) 退職給付制度の継続性	
(ハ) 簿価	(ヒ) 分配額	(フ) 合理的な方法
(ニ) 簿価	(ヘ) 分配額	(フ) 合理的な方法
(ホ) 期首時点の額	(マ) 終了前の予測額	(ニ) 固定資産額

設問4. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定する「複数の退職給付制度を採用している場合の計算基礎」及び「連合型の年金基金等に加入している場合の計算基礎」に関する記述である。

3.10 複数の退職給付制度を採用している場合の計算基礎

適用指針第23項では、「同一事業主が複数の退職給付制度を採用している場合における各計算基礎は、同一でなければならない。ただし、（ A ） 、年金資産のポートフォリオ又は運用方針等が異なる場合の長期期待運用収益率等、退職給付制度ごとに異なる計算基礎を採用することに合理的な理由がある場合は除く。」とされている。

適用指針第23項のただし書きにおける例示の他にも、例えば、同一事業主が実施している複数の退職給付制度の（ B ） が異なる場合や、一つの制度の中で何らかの区分が設けられていて、各区分の（ B ） が異なる場合には、（ C ） 毎に予想昇給率や退職率等の計算基礎を採用することを検討する。

（ B ） が同一であっても、例えば、各退職給付制度の（ D ） が異なる場合には、それぞれの退職給付制度における予想昇給率を設定する。

3.11 連合型の年金基金等に加入している場合の計算基礎

適用指針第26項では、「退職率は（ E ） ごとに算定することを原則とするが、事業主が連合型厚生年金基金制度等において（ F ） が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の退職率を用いることができる。」とされている。

適用指針第28項では、「予想昇給率は（ E ） ごとに算定することを原則とするが、連合型厚生年金基金制度等において（ G ） 等が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の予想昇給率を用いることができる。」とされている。

連合型の年金基金等に加入しているとしても、そのすべての企業の（ F ） や（ G ） が類似するとは限らないことに留意する。

【選択肢】

(ア) 予定利率	(イ) 再評価率	(ウ) 単一の加重平均割引率
(エ) 割引率	(オ) 適用対象者の性別	(カ) 適用対象者の年齢
(ク) 適用対象者の勤務期間	(キ) 適用対象者の範囲	(ケ) 事業主が指定する集団
(コ) 任意の集団	(ク) 合理的な集団	(コ) 同一の職種
(セ) 対象給与	(ケ) 給付水準	(カ) 昇給実績
(ソ) 給付区分	(ク) 企業グループ	(キ) 従業員
(ニ) 平均年齢	(ク) 勤務環境	(カ) 従業員数
(ハ) 給与規程及び平均給与の実態	(ネ) 平均勤務期間	(リ) 労働条件
	(ヒ) 加入者の規模	(ロ) 退職手当規定

設問5. 次は「確定拠出年金法」他に定める簡易企業型年金および簡易企業型年金でない企業型年金に関する記述である。なお、(A)、(D)、(F)は簡易企業型年金、(B)、(C)、(E)は簡易企業型年金でない企業型年金に関する記述である。

確定拠出年金法

第三条 (規約の承認)

1～4 (略)

5 厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金(第十九条第二項及び第二十三条第一項において「簡易企業型年金」という。)について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類(厚生労働省令で定める書類に限る。)の添付を省略することができる。

- 一 実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者(厚生労働省令で定める者を除く。)が実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有すること。
- 二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が(A)であること。
- 三 その他厚生労働省令で定める要件

6 (略)

第四条 (承認の基準等)

1 一、二、二の二 (略)

三 事業主掛金について、(B)その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。

(以下略)

第二十三条 (運用の方法の選定及び提示)

企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの(次条第一項において「対象運用方法」という。)を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、(C)(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあっては、(D))で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

(以下略)

通知「確定拠出年金制度について」別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」

第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

(1)、(2) (略)

(3) 企業型年金加入者掛金の額は、(E) 額から選択できるようにしなければならないこと。ただし、実施する企業型年金が簡易企業型年金である場合は、企業型年金加入者掛金の額を(F) とすることも可能であること。

(以下略)

【選択肢】

- | | | | |
|-------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| (ア) 百人以下 | (イ) 二百人以下 | (ロ) 三百人以下 | (エ) 五百人以下 |
| (カ) 給与に一定の率を乗ずる方法 | (キ) 定額又は給与に一定の率を乗ずる方法 | (ク) 定額 | (ケ) 定額 |
| (コ) 定額と給与に一定の率を乗じる方法の合計額とする方法 | (ク) 定額 | (ク) 定額 | (ク) 定額 |
| (ケ) 一以上 | (コ) 二以上 | (コ) 三以上 | (コ) 五以上 |
| (セ) 複数の具体的な | (セ) 拠出限度額以内の | (セ) 三以上の | (セ) 労使合意した |
| (フ) 事業主掛金と同額 | (フ) 事業主が選定したもの | (フ) 定めのないもの | (フ) 定めのないもの |
| (ト) 単一のもの | | | |

設問6. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に定める中小企業退職金共済制度等からの移換に関する記述である。

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する(A)に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する(A)に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、(B)定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)の(C)とする。

(他制度の資産の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合における算定方法)

第九十六条の十 令第五十四条の九の規定により確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から資産の移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の一部を、当該加入者に係る確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

- 一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間(D) 場合にあつては、当該算定の基礎となった期間とすること。
- 二 当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合にあつては、確定給付企業年金の加入者であった期間が(E) 者に限り、その旨を規約で定めること。
- 三 その他当該加入者について(F) ものでなく合理的な計算方法であると認められること。

【選択肢】

(ア) 掛金拠出累計	(イ) 掛金拠出累計とその利息	(ウ) 解約手当金	(エ) 要支給額
(カ) 当該確定給付企業年金の規約で	(キ) 厚生労働大臣が		
(ク) 中小企業退職金共済法施行令で	(ケ) 中小企業退職金共済法施行規則で		
(コ) いずれか高い額	(ク) いずれか低い額	(カ) いずれかの額	(キ) 予め選択した額
(サ) と相関がある	(セ) と相関がない	(シ) を超える	(タ) を超えない
(フ) 一月未満である	(ツ) 半年未満である	(テ) 一年未満である	(ト) 三年未満である
(チ) 恣意性のある	(ニ) 選択可能な	(ス) 給付の額の減額となる	(ネ) 不当に差別的な

設問7. 次は、2019（令和元）年財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」の「定期的な財政検証の必要性」に関する記述を抜粋したものである

（1）定期的な財政検証の必要性

年金制度は、人の一生に関わる長期の制度であり、年金財政は概ね（ A ）年という長期間の均衡を図ることとされている。

（ B ）に基づく財政計算を行う目的は、このような長期の制度である公的年金について、長期にわたる将来の給付水準や年金財政の状況を推計し、年金制度の持続可能性や給付水準の（ C ）などを検証することにより、年金制度を健全に運営していくための指針を与えることにある。

財政計算における前提の設定にあたっては、計算を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って妥当な設定を行うとともに、一定の幅を持って設定し、人口や経済の動向に応じて年金財政がどのようになるかを示すことが重要である。

しかし、将来の人口や経済の動向は不確実であり、これを正確に予測することは不可能であるため、時間の経過とともに実績と前提に乖離が生じることは避けられない。

このため、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを基に、人口や経済の前提等の計算の基礎となる数値をあらためて算定し直した上で財政計算を行うことにより、年金財政の健全性を定期的に検証することが、年金財政を（ D ）かつ安定的に運営するにあたっては必要不可欠である。また、幅のある複数の前提を設定した上で将来の人口や経済の姿に応じて年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるのかを示しているのである。

このように公的年金制度においては、定期的にその時点までの最新の実績データを基に財政計算に用いる諸前提を見直した上で、新たな将来見通しを作成するという一連の作業が、「財政検証」（または「財政再計算」）として継続的に行われている。

今回の財政検証も、このような意味で行われた一連の作業であり、年金財政の将来の状況を正確に予測（forecast）したものというよりも、現時点で得られるデータを将来の年金財政へ（ E ）したものという性格を持っていることに留意が必要であり、結果を幅広く（ F ）した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

【選択肢】

(ア) 10	(イ) 30	(ウ) 50	(エ) 100
(オ) 数理統計	(カ) 数理計算	(キ) 保険数理	(ク) 年金数理
(ケ) 十分性	(コ) 合理性	(ク) 妥当性	(シ) 健全性
(ク) 長期的	(セ) 恒久的	(リ) 重点的	(タ) 安全的
(フ) 反映 (reflection)	(ツ) 投影 (projection)	(テ) 応用 (application)	
(ト) 昇華 (sublimation)		(チ) 理解	(ニ) 選定
(ヌ) 解釈	(ネ) 議論		

設問8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

第11条 会員は、この行動規範の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規範に規定がない事項について疑義が生じた場合、（ A ）にその疑義についての判定を求めることができる。

2 前項の申し出があった場合、（ A ）は関係委員会に諮問しその答申を得た後、（ B ）の決議を得て判定を行う。

【選択肢】

(ア) 事務局	(イ) 事務局長	(ウ) 理事会	(エ) 理事長	(オ) 評議員会
(カ) 評議員長	(キ) 総務委員会	(ク) 総務委員長	(ケ) 総会	(コ) 顧問

問題2. 確定拠出年金に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. 次は「確定拠出年金法」に定める「脱退一時金」に関する記述である。次の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

(脱退一時金)

附則第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の(①)に、脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- 二 当該請求した日における_A個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が_B政令で定める額以下であること。
- 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して(②)を経過していないこと。

- 2 前項の請求があったときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該(①)の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
- 3 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。
- 4 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の(③)に算入しない。
- 5 企業型年金加入者であった者が第一項の請求をした場合における第八十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「(②)以内」とあるのは、「(②)以内(当該企業型年金加入者であった者が附則第二条の二第一項の請求をした日の属する月の初日から同条第二項の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。)」とする。

附則第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては(④)に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 保険料免除者であること。
- 二 障害給付金の受給権者でないこと。
- 三 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間(第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の(③)に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の(③)がある者にあつては、当該期間を含む。))を合算した期間をいう。)が_C政令で定める期間内であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。

四 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

五 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

(以下略)

設問2. 設問1の附則第二条の二における下線部分「A個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額」および「B政令で定める額」について、「A個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額」の具体的な計算方法を簡記し、「B政令で定める額」の金額を解答せよ。

設問3. 設問1の附則第三条における下線部分「C政令で定める期間」は、2021年4月1日から変更になっている。変更前後の期間について簡記せよ。

問題3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、2021年4月1日時点で適用されている「厚生年金保険法」に定める、65歳未満の被保険者に支給する特別支給の老齢厚生年金の支給停止に関する記載の一部である。以下の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

(特例による老齢厚生年金の額の計算等の特例)

附則第九条～附則第十条の二(略)

附則第十一条 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。第五項において同じ。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が(①)を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の(②)の支給を停止するものとする。

- 一 基本月額が(①)以下であり、かつ、総報酬月額相当額が(③)以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から(①)を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額
- 二 基本月額が(①)以下であり、かつ、総報酬月額相当額が(③)を超えるとき。(③)と基本月額との合計額から(①)を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から(③)を控除して得た額を加えた額
- 三 基本月額が(①)を超え、かつ、総報酬月額相当額が(③)以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額
- 四 基本月額が(①)を超え、かつ、総報酬月額相当額が(③)を超えるとき。(③)に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から(③)を控除して得た額を加えた額

2 前項の(①)は、(④)とする。ただし、(④)に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が(④) (この項の規定による(①)の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の(①)を当該乗じて得た額に改定する。

3 第一項各号の（ ③ ）は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による（ ③ ）の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の（ ③ ）を当該乗じて得た額に改定する。

(以下略)

設問2. 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）により、2022年4月1日から65歳未満の被保険者に支給する特別支給の老齢厚生年金の支給停止の仕組みが変更となる。当該変更の内容について計算方法も含め簡記せよ。

問題4. 確定給付企業年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙2「確定給付企業年金の事業運営基準」2. 企業年金基金の組織及び運営に関する事項に規定する「監事」に関する記載である。以下のA~Cの空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。

③ 監事の監査は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として監査規定を設け、これに基づき適正かつ厳正に行うこと。また、総合型企業年金基金にあつては、規則第117条第4項第1号及び第2号並びに確定給付企業年金法施行規則第117条第4項第3号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの(厚生労働省告示第335号)の規定に基づき、常時(A)以上の積立金を積み立て、又は積み立てると見込まれる場合は、当該要件に該当した決算の翌々年度決算から、次のいずれかを受け、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実を図ること。

ア (B) 又は公認会計士による会計監査

イ 別紙5の2の「(C)のチェック項目及びチェックポイント」及び日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第62号「総合型確定給付企業年金基金に対する(C)業務に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)等に基づき公認会計士又は(B)(これらの者と同等水準で業務を遂行できる者を含み、当該基金の理事及び職員を除く。)とあらかじめ手続を合意し、監事の監査に帯同する等して実施する(C)

(以下略)

設問2. 令和2年12月9日に施行された確定給付企業年金法施行規則の改正のうち、同規則附則第14条に定められている「掛金の引上げの猶予」の内容を簡記せよ。なお、規約の取扱いに関する回答は不要とする。

問題5. 次は、確定給付企業年金制度（リスク分担型企業年金でない制度）の財政決算時の貸借対照表、直前のリスク対応掛金計算時の諸数値および、当該財政決算と同じ基準日で実施した財政再計算後の諸数値である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。解答に当たっては、公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスに記載された方法により計算を行い、計算過程の金額の端数処理は百万円未満を四捨五入すること。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。（8点）

	財政決算時貸借対照表
流動資産	200 百万円
固定資産	10,000 百万円
流動負債	150 百万円
支払備金	50 百万円
責任準備金	9,500 百万円
別途積立金	500 百万円
当年度剰余金・不足金	0 百万円
財政悪化リスク相当額	2,000 百万円
リスク充足額	800 百万円
数理債務	10,300 百万円
未償却過去勤務債務残高等	800 百万円

	直前のリスク対応掛金計算時
純資産額	8,000 百万円
財政悪化リスク相当額	2,000 百万円
数理債務	9,000 百万円
特別掛金収入現価	1,600 百万円
リスク対応掛金収入現価	500 百万円
別途積立金	600 百万円

	今回の財政再計算後
通常予測給付現価	13,200 百万円
標準掛金収入現価	2,200 百万円
財政悪化リスク相当額	2,100 百万円

<前提>

- ・財政決算時の特例掛金収入現価は0である。
- ・積立金の額の評価方法は時価方式を用いる。
- ・財政悪化リスク相当額の算定は、直前のリスク対応掛金計算時および今回の財政再計算時ともに標準算定方法を採用している。
- ・今回の財政再計算は確定給付企業年金法第58条第1項の規定に基づく財政再計算である。
- ・今回の財政再計算において特別掛金の償却期間は変更しないものとする。
- ・確定給付企業年金法施行規則第46条の2第2項第1号による、リスク対応掛金から特別掛金への振り替えは行わないものとする。

設問1. 財政再計算において、別途積立金（決算処理後）を全額留保する場合の未償却過去勤務債務残高を求めよ。

設問2. 財政再計算において、設問1により設定される特別掛金に追加してリスク対応掛金を設定する場合に留意すべき事項について、簡記せよ。

設問3. 財政再計算後において別途積立金を200百万円留保するものとする。確定給付企業年金法施行規則第46条の2第2項第3号によりリスク対応掛金額を計算する場合に、設定可能なリスク対応額の上限額を求めよ。（財政再計算後の未償却過去勤務債務残高＝財政再計算後の特別掛金収入現価とする。）

問題6. 退職給付会計に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19に関する数理実務基準」に規定する「データの品質」に関する記述である。以下のA～Eの空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

15. データの品質

データは、多くの場合、記録、経験、または、観察によって得られる事実である。データは、通常は定量的なものであるが、定性的なものの場合もある。データの例には、加入者の詳細な情報、請求の詳細な情報、資産・投資の詳細な情報、運営費用の詳細な情報、給付規定が含まれる。数理上の仮定はデータではない。数理上の仮定の作成にあたって、データが利用されることが一般的である。

①データの十分性と信頼性

(略)

②データの確認

会員は、用いるデータの整合性、網羅性、及び、正確性を吟味するために合理的な手続きを実行する。手続きには、例えば、次がある。会員は、吟味の内容を報告書に開示する。

- a. 可能であれば、(A)、試算表、又は他の関連する記録との整合性を確認する。
- b. 用いるデータと外部のデータ又は独立した他のデータとの合理性を確認する。
- c. 用いるデータの内部的な整合性、及び、関連する他の情報との整合性を確認する。
- d. 用いるデータと(B)と比較する。

③数理上の仮定のためのデータの出所

数理上の仮定を設定する場合には、会員は、適切かつ可能な限り(C)を全て用いることを検討する。そのようなデータが、利用できない、該当するものがない、又は、十分に信頼できない場合には、(D)、(E)、全人口のデータ、又は公表されているデータを、適切に補正して用いることを検討する。用いたデータ及び補正の内容を報告書に開示する。

④データの加工

(略)

⑤データの瑕疵

(略)

設問2. 日本基準と国際財務報告基準(以下IFRS)では、退職給付費用を構成する各要素についてどのような相違点があるか述べよ。

設問3. IFRSではアセット・シーリングの規定が存在し、貸借対照表に計上できる資産に制限がある。確定給付企業年金の規約に定める掛金の拠出が「最低積立要件」に該当するものとして、以下のそれぞれのケースにおける確定給付資産または確定給付負債の純額を計算せよ。解答に至るまでの過程も記述すること。なお、制度からの返還として利用可能な経済的便益については考慮する必要はない。

<項目内容> 各ケースで共通

項目①：制度資産

項目②：確定給付制度債務

項目③：「将来の勤務費用の現在価値」から「標準掛金収入現価」を控除した額

項目④：特別掛金収入現価

※標準掛金収入現価・特別掛金収入現価は確定給付制度債務と同じ計算基礎で計算されたものとする。また、標準掛金・特別掛金以外の掛金は存在しないものとする。

【ケースA】 ① 150 ② 100 ③ 40 ④ 0

【ケースB】 ① 150 ② 100 ③ 40 ④ 20

【ケースC】 ① 120 ② 130 ③ 40 ④ 60

問題7 ある企業X社は現在退職金の100%を移行する形で確定給付企業年金を実施している。今般、資産運用リスクを事業主と従業員で分担することを目的として、以下の3つを選択肢として制度変更（施行予定日：2023年4月1日）の検討を行っている。それぞれの選択肢のメリット・デメリット等を踏まえ、年金数理人としてアドバイスすべきことを述べよ。（解答用紙3枚以内）（35点）

選択肢Ⅰ：確定給付企業年金の一部を確定拠出年金へ移行

選択肢Ⅱ：運用実績連動型キャッシュバランス制度へ移行

選択肢Ⅲ：リスク分担型企業年金へ移行

なお、解答にあたっては、以下で与えられた情報も踏まえたアドバイスとすること。

<前提>

- ・定年年齢は60歳
- ・退職金制度はポイント制で、定年時のモデル給付額（一時金ベース）は2,000万円
- ・年金は60歳支給開始、15年保証終身、給付利率は2.0%
- ・予定利率および長期期待収益率は2.0%
- ・加入者数は1,000名、受給権者数は800名
- ・年金財政に関する諸数値は以下の通り（2021年3月31日時点）

年金資産	30,000百万円
数理債務	28,000百万円（うち受給権者分15,000百万円）
特別掛金収入現価	3,000百万円
最低積立基準額	33,000百万円（うち受給権者分17,000百万円）
標準掛金額	年額600百万円（加入者負担掛金は無い）
特別掛金額	年額330百万円（元利均等償却、償却期間10年）

- ・直近5年間における年金資産の運用実績は以下の通り。

年度	時価ベース利回り
2016年度	2.33%
2017年度	3.19%
2018年度	0.79%
2019年度	▲1.42%
2020年度	10.71%

- ・退職給付会計に関する諸数値は以下の通り（2021年3月31日時点）

退職給付債務	36,000百万円（うち受給権者分18,000百万円）
勤務費用	800百万円
未認識数理計算上の差異	5,000百万円（不利差異）
未認識過去勤務費用	無し

（注1）会計基準は日本基準を採用している

（注2）退職給付信託の設定は無い